

掛川市教育委員会規則第 2 号

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

掛川市教育委員会教育長

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第32条第3項を次のように改める。

- 3 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定により、評議員の委嘱に関する事務を校長に委任する。

第32条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 校長は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、評議員を委嘱するものとする。
- 5 前項の委嘱をしたときは、校長は、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

